

令和5年2月3日

住所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2  
氏名 勝田環境株式会社  
代表取締役 望月福男

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

第7条第1項  
第7条第6項  
第7条の2第1項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により許可を受けた者である

ことを証する。

さいたま市長 清水 勇人



許可番号	さいたま市廃許可 第221号
事業の範囲	業の区分 収集・運搬業 ( 積替保管を除く。 ) <del>処分業 ( )</del>
	取り扱う一般廃棄物の種類 木くず及び刈草類 (ただし、市内一般廃棄物処分業者 (法第7条第6項の許可を受けた者をいう。) の施設において破碎処分されたものに限る。)
許可区域	木くず及び刈草類を破碎処分する市内一般廃棄物処分業者の施設に限る。
処理施設等の所在地	—
処理施設等の種類及び処理能力	—
運搬先又は処分先	1 茨城県ひたちなか市大字高野1967番地2 勝田環境株式会社 2 茨城県ひたちなか市大字高野1974番地 株式会社バイオパワー勝田 ※ ただし、ひたちなか市の一般廃棄物収集運搬業許可があることを前提とする。
許可の有効期間	令和5年2月1日から令和7年1月31日まで
許可の条件	裏面に記載のとおり
変更の状況	—

遵 守 事 項 (収集運搬業)

- 1 他の者にこの業務の承継及び下請けをさせないこと。
- 2 従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為についてその責任を負うこと。